

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第60号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月23日 04時30分ごろ
発生場所	大分県姫島村北浦漁港北東方沖 姫島村所在の姫島北浦港北沖防波堤灯台から真方位042°550m付近 (概位 北緯33°44.1′ 東経131°39.2′)
事故等調査の経過	平成26年5月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ^{しょうふく} 正福丸、4.94トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-35254（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底に破口及び擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成26年5月22日18時00分ごろ、山口県上関町祝島西方沖でのふぐはえ縄漁を終え、同県周南市 ^{すくも} 杵島漁港へ帰るため、手動操舵によって約7.0ノット（kn）の対地速力で北西進中、20時00分ごろ、船内電源を喪失し、レーダー及びGPSプロッターなどの計器類全て及び航海灯が使用不能になった。</p> <p>船長は、陸岸の ^{あか} 灯りを頼りに帰ることとし、手動操舵によって航行した。</p> <p>船長は、23日03時00分ごろ、本船の前方に見慣れた灯台らしき灯光を確認したため、杵島南方沖に到着したと考え、夜明け後に入港することとし、機関を停止して漂泊を行い、船橋で仮眠したところ、04時30分ごろ、本船は、北浦漁港北東方沖の干出岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、船底を擦る音を聞いたため、目覚めて周囲を確認したところ、見知らぬ場所に本船が乗り揚げたことを認識したが、電源喪失により、機関が始動できず、付近の漁船に救助され、所属漁業協同組合から来援した僚船により、本船がえい航され、杵島漁港へ帰った。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西～西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約2.5m、潮流 西南西～西北西流約0.0～1.0kn

<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.2mであった。</p> <p>船長は、姫島村所在の姫島灯台の灯光を周南市所在の岩島灯台の灯光と思った。</p> <p>姫島灯台及び岩島灯台の灯色は、白色である。</p> <p>本事故発生場所は、北浦漁港北東方沖に位置する干出岩であった。</p> <p>本船は、バッテリーからの配線を機関始動機に固定ボルトで接続し、この接続部から船内各所へ配線されており、電源喪失は、経年劣化により、固定ボルトが腐食したため、配線が断線して発生した。</p> <p>本船は無線機を搭載していたが、電源喪失により、使用不能であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、祝島西方沖を北西進中、船内電源を喪失して航海計器が使用不能となり、杓島漁港へ向けて適宜の進路で航行していたところ、船長が杓島南方沖に着いたと思って漂泊して仮眠をとっていたことから、風及び潮流の影響を受けて北浦漁港北東方沖の干出岩に向けて漂流し、同干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、船内電源を喪失し、レーダー等が使用できなくなったことから、視認した姫島灯台の灯光を岩島灯台の灯光と思い、杓島南方沖に着いたと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、祝島西方沖を北西進中、船内電源を喪失して航海計器が使用不能となり、杓島漁港へ向けて適宜の進路で航行していたところ、船長が杓島南方沖に着いたと思って漂泊して仮眠をとっていたため、風及び潮流の影響を受けて北浦漁港北東方沖の干出岩に向けて漂流し、同干出岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気配線の点検を定期的に行うこと。 ・接続箱を使用するなどし、電気の配線を適切に行うこと。 ・非常時に備えて連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生経過概略図

